

令和 6 年度 地域包括支援センター胎内市社協 事業計画（案）

住み慣れた地域で尊厳を保持し自分らしい生活を送れるよう、地域包括ケア体制が円滑に行われる地域づくりを目指します。

1. 包括的支援事業

【目標】

高齢者及び地域住民にとって、大きな安心と支えとなるような丁寧な対応と適切な支援が実施できる。

(1) 総合相談

【目標】

住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、高齢者の状況や必要な支援等を把握し地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援ができる。

【事業内容】

① 各種相談対応

・適切な対応を三職種でそれぞれの専門性を活かした視点で支援内容を検討していく。組織内部・関係機関との連携と協働のもと質の高い支援に繋げる。

② 周知活動

・サロンや通いの場支援、市内の中学校・高校の職ナビゲーション等で地域包括支援センターについての周知を行う。
・社会福祉協議会のホームページに地域包括支援センターの業務内容を掲載する。

③ 実態把握

・必要に応じて、一人暮らし、高齢者世帯の個別訪問を行い継続的な状態の把握や必要な支援に繋げていく。
・民生児童委員との情報交換会を行い、支援が必要な人や世帯の状況、地域の情報等の共有を行う。
・業務日誌から相談者の集計を行い、グラフ化し数字から見える地域性を把握し支援に活かす。

④ 地域におけるネットワークの構築

・区長、民生委員、サロンや通いの場の代表者、事業所等と顔の見える関係づくりを行う。
・社協内部で勉強会を開催し横のつながりを強化しながら、高齢者や地域の課題を共有し課題解決に向けて意見交換を行っていく。

⑤ 災害及び感染症への対策

- ・非常災害や感染症の発生時においては、事業継続計画に沿って地域包括支援センター業務を滞りなく実施し、早期の業務再開を図る。

(2) 権利擁護事業

【目標】

地域生活に困難を抱える高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して過ごせるよう、権利擁護のための必要な支援ができる。

【業務内容】

① 成年後見制度活用促進、相談対応

- ・利用検討や相談があった場合は、制度の概要を説明し必要時は関係機関や成年後見中核機関と連携を図りながら支援をしていく。

② 高齢者虐待への対応

- ・虐待の事例を把握した場合は、速やかに市や関係機関と連携して対応をすすめる。
- ・普及啓発のため、関係機関へ高齢者虐待防止研修会の実施等を行い、虐待防止や早期発見に繋げる。

③ 消費者被害防止と相談対応

- ・各種集会や地域活動の場において、消費者被害防止の為の啓発の呼びかけや寸劇を開催する。
- ・消費生活センターや警察などの情報を収集し、ネットワークを活用しながら関係者へ必要な情報を提供する。

④ 老人福祉施設等への措置の支援

(3) 包括的、継続的ケアマネジメント事業

【目標】

介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が多職種・関係機関と連携を図りながら、高齢者を支える活動ができるように、研修会や事例検討会・介護支援専門員連絡協議会当の内容を充実させることができる。

【業務内容】

① 介護支援専門員への支援

- ・介護支援専門員の相談窓口となり、共に考え困難ケースの問題解決に向けて支援を行う。

② サービス事業所、職員、介護支援専門員向けの研修会を開催し、情報の提供や自立支援型のケアマネジメント技術の向上に努める。

- ・地域包括支援センターの主任介護支援専門員が主導し、市内の主任介護支援

専門員と共に事例検討会や研修会の内容を検討し、協働で実施する。

- ③ 介護支援専門員連絡協議会役員、個別地域ケア会議の開催、地域別事例検討会の開催、定例地域ケア会議への助言者として参加し問題解決や地域課題の解決に向けて支援を行う。
- ④ 多職種、組織内部、関係機関との連携を構築し地域課題の抽出と地域資源の開発を行う。

(4) 介護予防把握事業

【目標】

閉じこもりなどで生活機能の低下の見られる高齢者を早期に把握し、介護予防活動等に繋げることができる。

【業務内容】

- ① 個別訪問や地域、関係者からの情報等で生活機能の低下や支援が必要な対象者を把握する。
- ② 基本チェックリストやたいない健康度チェックを活用し生活機能の低下している対象者を把握する。
- ③ 把握した対象者を、状態に適した事業や地域の通いの場などの社会資源を紹介しながら介護予防活動につなげる。

2. 認知症高齢者見守り事業

【目標】

関係機関との連携強化や幅広い世代の地域住民への認知症に対する福祉的教育を行い、認知症への理解と関心を深められ、見守りの体制ができる。

【業務内容】

- ① 認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座を要望に合わせて実施
・ 講座の要望のある小・中・高校、地域、職域で必要時応じてオレンジの会や他包括と協働で開催する。
- ② 認知症カフェ（虹色カフェたいない）の企画参加、開催の協力
- ③ 認知症街あるき声かけ見守り模擬訓練への参加、開催の協力
- ④ 認知症初期集中支援チームと連携し認知症者とその家族が自分らしく暮らし続けることができるように支援していく。

3. 地域介護予防活動支援事業

【目標】

魅力的な通いの場やサロン活動が行え、より活発な地域活動が行えるよう工夫した支援ができる。地域の特徴や要望を踏まえた地域支援を行ない、住民同士により良い交流の機会をつくる。住民が健康管理、介護予防に関する理解を深め、

実践していけるように支援できる。

【業務内容】

- ① 関係機関や専門職等と連携し通いの場やサロン等へ出向き、健康づくり活動、介護予防、うつ、閉じこもり、認知症等に関する予防支援活動や講座の実施
- ② 関係機関や地域住民と連携し、通いの場の立上げ支援と継続支援
- ③ 介護サービス利用から社会参加等へつながる支援

4, 介護予防ケアマネジメント事業（指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）

【目標】

専門的な視点とチームアプローチによるケアマネジメントで心身機能と生活能力の改善を目指します。また、介護予防サービスを活用し通いの場や地域での活動への移行を支援することで地域の中で、本人が望む自分らしい生活ができることを目指します。

【業務内容】

- ① 介護予防・生活支援サービス、社会資源を活用し専門的な視点とチームアプローチで本人が望む生活を目指す。個々の状態に応じ通いの場や地域活動への移行を視野に入れたケアプランを作成する。
- ② 利用相談、申請受付、アセスメント、課題分析、目標設定、事業利用状況、モニタリングを行い、モニタリングの結果を見ながら、ケアプランの見直しを行う。
- ③ 居宅介護支援事業所への委託と連携で切れ目のない支援を行う。
- ④ 定例地域ケア会議に係りながら、自立支援に資するケアマネジメントの視点を学びケアプランに反映する。
- ⑤ 対象者が事業利用を中止または終了後も、個々の状態の維持向上に向けた関わりを継続していく。